

鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

宮下, 勝次

<https://doi.org/10.15017/2340924>

出版情報 : 史淵. 23, pp.73-101, 1940-04-15. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

宮 下 勝 次

目 次

緒 言

第一章 其の發達の概観

第二章 鎌倉時代に於ける起請文の特質

第一節 寺院に於ける發展

第二節 武士社會に於ける發展

第三節 神文の意義と北野參籠起請の成立

結 語

緒 言

起請文とは如何なるものであるか。抑この文書の性格が、宗教的又法的諸側面をもつて單純でない上に、平安初期にその發生をみ、鎌倉時代に成立するに至る迄、長き歴史的變遷を経てゐる丈に、其の意義の論定は容易ではない。

鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

古來の諸説に徴するも相當紛糾を示してゐるのである。其等の主なるものについて一瞥するに

「日本紀に誓約をウケヒと讀めり起請の字この訓に依りうけを立つといふにや」(野槿)

又「起請なる語は上古字氣比の字氣と關係あるものと考へられる」(植木直一郎氏國史學四號一九頁)

右二説の如きは、何れも「誓約」の意に解してゐるが、式目抄に

「起請とは起ししやうすると讀む天神七代地神五代を越し請するや」

又「おこし行ふなり何れにても願を起して神罰を乞ふなり」(安齋隨筆)

等は「請願の爲に神佛を勸請する」意に解して居る。其他の諸説をも綜合するに、大體右の如き二つの見解に要約せられるのである。大言海が、(一)事を發起して上に請ひ願ふ事、(二)神佛に誓を立て、此誓に背かば罰を蒙らんと請奉る事、と二様の見解を立てゝゐるのも、かゝる古來の説に依據せるものであらう。

楮之等諸説は、何れを是とし何れを非とする事は出來ない。何となれば、或時代に即してみたる起請文の一側面觀とするなら、何れも正當な解釋とせなければならぬから。次章「發達の概観」に明なる如く、この名を以て呼ばれた最初のもは、實に天平感寶元年潤五月「聖武天皇施入勸願文」(平田寺文書)があり、平安時代に入り寺院に多く行はれ、鎌倉時代武家社會に於て成立をみる迄、長きに亘り、その形式内容の上に發達變遷があつたのであるから、單に一時代のもを以て、全時代のものに亘り包括的に説明し、其意義を定める事は、この文書の性質上不可能に屬する。故にその正しき意義の把握は、確實な史料を可及的に廣く蒐め、之を一定の區別の標準の下に分類したる上、其等各種類のものにつき、夫々に固有な特質の闡明に俟つべきであらう。従而此が正しき研究方法も亦、確な具體的史

料の間より徐に結論を歸納すべき歴史的認識の方法でなければならぬ。古來の諸家が起請なる字義の訓詁註釋に立脚し、時に史的考証を加ふる場合があつても、主として、今昔物語、宇治拾遺等の説話文學の類より取材するは、正しき研究態度とはいへない。蓋し彼等の見解が狭きに失するに非れば皮相的であり、相互に錯雜を示してゐる所以であらう。本論はかゝる見地よりして、一應、時代を起請文が完成を遂げたとみるべき鎌倉時代に限定し、同時代に於るその特質を考察する事とした。然し、時代をかく限定するとしても、鎌倉のものも平安時代のもを母胎として成立してゐるのであるから、先づ兩者の相關關係を概観して本論に入り度いと思ふ。

第一章 其の發達の概観

起請文を時代的に概観すれば、既に早く天平勝寶年間の「平田寺文書」(前出)の中に、その名稱をみる。次で、天平勝寶七、七、九貞觀交替式「諸國朝集使起請。六條」大同四、九、廿七太政官符「令裁觀察使起請事」(類聚三代格)三代實錄貞觀十二、二、廿三の條、日本後紀承和九、八、の條下等に、起請の文字が散見するけれ共、何れも「所謂普通の起請文」とは、形式、内容に於て全く懸離れたものであるから、之等は論外に置き、平安時代を通じて筆者の檢索し得たる史料を先づ時代順に列舉せば、

- 一、延喜七、二、十二、醍醐寺東南院院主房聖實起請(醍醐三寶院文書)
- 二、延喜十三年、榮山寺神鏡起請文(榮山寺文書)
- 三、弘仁九、四、廿一、最澄起請(九院佛開抄)

- 四、天錄元、七、十六、慈惠大師十箇條起請（九院佛閣抄）
- 五、天錄三、八、良源廿六箇條起請（盧山寺文書）
- 六、寛和二、九、一五、横川首楞嚴院廿五三昧起請（大日本佛教全書七〇冊）
- 七、永延二、六、一五、源信廿五味起請（大日本佛教全書第七〇冊）
- 八、永祚二、二、十四、慈忍和尚御起請帳（山門堂舎記）
- 九、寛弘四年傳惠心僧都起請（來迎寺文書）
- 十、天喜四、六、廿九、清水台明寺起請（薩藩舊記）
- 十一、天喜四、六、讚岐善通寺起請（善通寺文書）
- 十二、承德元、二、十三、延曆寺八ヶ條起請（朝野群載）
- 十三、承德二、榮山寺氏長者起請（榮山寺文書）
- 十四、大治年間、筑前安樂寺天神起請（吾妻鑑 文治二、六、十五の條）
- 十五、永曆元、十、廿、榮山寺覺憲起請（榮山寺文書）
- 十六、應和二、四、十四、東大寺祭文（東大寺文書二四ノ五〇）
- 十七、保延三、四、三、石清水檢校光清起請（石清水文書）

之等各個については、考察すべき多くの問題を有するのであるが、其の詳論は本稿所論の對象ではないから他日を期するとして、之等を後續の鎌倉時代のものに比較するに、其等を通じその形式内容の上に、明な時代的共通性を指

摘し得られるのである。かゝる平安時代起請が特有する時代的共通性は、本論文考察の対象たる鎌倉時代の特性を明らかにする上に必要であるから、次に略述する事としやう。

先づ、内容上の共通性としては、

(一) 此等が總て寺院に存したる事。

(二) 此等の制作者が最澄、空海、良源等開山教祖と仰がるゝ高僧、乃至氏長者、大檀越なる事。

(三) 此等の立言内容は、山内秩序の維持、一山僧侶の補任次第や戒律關係の事項多き事。

等が指摘し得られる。次に形式上の共通性であるが、この説明に先立ちこゝで起請文の形式一般に觸れておく事を便宜とする。一般的にいられる普通の起請文は、その形式の點では既に整つたものに屬するもので、其文體の構造から前後二つの部分に分けられる。前部を「前書」后部を「神文」とも「罰文」ともいつた。例へば、起請文の範例として常に引用される群書類從雜筆要集所藏の

敬白起請文事

右旨趣者於_ニ某身_ニ彼事全以不_ニ過犯_ニ若令_ニ虚誕_ニ者日本大靈驗熊野權現金峰兩國鎮守日前國懸王城鎮守諸大明神六十餘州大小神等之神罰其身毛穴蒙者也仍起請文如_レ件 年號月日

に於て「敬白起請文事以下不_ニ過犯_ニ」迄が前書であり、「日本大靈驗以下仍起請文如_レ件」迄が神文である。前書には、該起請を立つるに至つた目的事項が立言せられ、神文には、當事者信仰の對象たる諸神諸佛が擧げられ、前者にて立言した事項が虚偽であつたか又之を履行しなかつた場合、其等神佛の冥罰を蒙るべき事が記載せられる。翻而、平安

時代のもは、是の如き前書神文なる體裁を備ふるものは稀であり、大部分はその後部に於て單に「起請如レ件」「望請」等と書するに止り、通常起請文にみる如き整つた神文は未だみられないのを形式上の共通性とする。却説一般的には、神文ある起請文を以て所謂起請文を代表させるものとみるべきであるから、平安時代の其等はこの意味で未だ完成せられない原形的存在といはねばならない。少く共、平安中期迄は然りであつたといへやう。然し乍ら平安末期天喜四年の善通寺起請には

若留_レ貧之司者住持之三寶大師聖靈護法天等垂_レ證明一敢不_レ違失一故起請_ス」(東寺百合文書ウ廿一之卅四)及び、天承元年二月十三日の延曆寺起請には、

以前六箇條錄_ニ其_ニ旨趣_ニ仰願常住三寶護世諸天伏請日吉山玉天台祖師各垂_レ鑿殊加_ニ炳戒_ニ仍起請如_レ件

等と既に神文としての形態を略々整へたるものも存するが、前述雜筆要集に掲ぐる如き典型的なる神文は、源平末鎌倉初期に入り初めてみられるのであり、從而、いはゞ本格的起請は、嚴密にいへば鎌倉時代に成立したといへるであらう。即ち、先づ形式上平安時代のもは神文なき起請文に屬するものであり、次に内容に於て鎌倉時代のもこと比較した時、既述の如く平安時代の共通性は、起請の成立した領域と立言事項との二點で、特に顯著な變質を遂げてゐる事が認められる。即ち、平安時代の起請が寺院社會に行はれ、從而其の効力の及ぶ事項も寺院關係に止まつたのに反し、鎌倉時代には勿論寺院にも行はれたけれ共、一方折柄擡頭し來つた新興勢力たる武士社會にも盛行をする事となつて大に發達し、その立言事項も平安時代に比して、頗る複雑多様なものとなつた。本論に於ては、兩時代の間にみられる此の變質の顯著なるものを、形式的には神文、内容的には起請の行はれたる領域の二問題を取上げ、後者を

更に寺院及び武家の各社會に分け、如上三點を鎌倉時代起請文の特質とみて本論考察の對象と做した。

第二章 鎌倉時代に於ける起請文の特質

此處で豫め明にしておくべき事は、當時代の起請が、朝廷及び殿上人を中心とせる「所謂公家」に於ては行はれてゐなかつた事である。この事實については、玉葉文治三年五月十四日の條に

天王寺宮僧正送使云天王寺衆徒猶對_レ押問注_一唯兩方共可_レ書_レ起請_一也社可_レ被_レ仰_一此旨_一社若書者以_レ之可_レ爲_レ勝手_一可_レ見_一其失_一云々

とあり、天王寺と住吉社の争訟に際し、天王寺衆徒は公家の法廷で問注訊問を受くる事を肯んぜず、兩方に起請文を書かしめられん事を乞うたのに對し、同書同月十六日の條に

親經來申云天王寺申旨奏_レ院之處仰云祭文起請公家雖_レ不_レ被_レ用事_一此條無爲之沙汰也_一此旨_一可_レ仰_一住吉社_一云々

この後白河法皇の御言葉に徴して、公家の裁判に起請を用ゐなかつた事が明であり、又徒然草二〇六段には「起請文といふ事法曹にはその沙汰なし古の聖代すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを近代此事流布したるなり」と明言してゐる。それに、起請の現存史料中公家關係のものゝ絶えて見當らない事も、以上の見解を裏書してゐると思ふ。従而平安時代の寺院に胚胎し、この時代に入つては寺院並に武士間にも行はるゝに至つたが、公家社會には先づ行はれなかつたとみる事が出來やう。本章第一節として、先づ寺院起請から此の時代に於ける展開を辿る事とせやう。

第一節 寺院に於ける發展

源平時代より鎌倉時代にかけて、寺院起請の史料は相當豊富である。今その主なるものにつき、時代を逐うて個別に考察し、その發展の様相を明にしてみたい。

(一例) 元暦二年正月神護寺文覺四五條起請「定置四五條起請文事」の中

一、寺僧等一味同心事

五、住僧等不可輕_レ瞬_レ寺務執行人事

七、撰_レ定器量_レ令_レ補_レ任_レ三綱供僧事

九、不可同_レ意背_レ王法_レ之輩上事

十二、恒例佛事等事

十四、僧徒不可常_レ住聚落事

十五、可_レ勤_レ營修_レ學事

三十、不可_レ飲酒事

卅五、不可_レ著_レ美服事

卅六、於_レ寺内_レ不可_レ令_レ夜_レ宿女人事

四一、任_レ商聲_レ不可_レ讀經事

等僧職補任次第戒律に關する諸事項は、平安時代の起請と規を一にしてゐるが

十八、不可_レ致_レ喧嘩_レ論事

十九、有大事訴訟之時僧徒引率可令奉公家事

廿四、非寺大事之外任私心不可帶兵杖甲胄事

廿六、於寺中不可致殺傷事

卅九、於寺中不可禁斷博奕事

四四、當寺根本庄等以住僧可令補預所職事

四五、諸庄園領家地主等任私心恣不可改庄務事

之等諸規定は、全く前時代にみるを得ざりしものであり、就中廿四條にて非常時の武裝を許し、四四、四五各條にて庄園關係を規定したる如きは、時代相を反映せる意味で注目し價する。又神文は次の如く複雑化してゐる。

以前四五條起請大略如此寺僧等守此旨永不違失若於背此旨之輩者内鎮守八幡大菩薩并金剛天等早令加治罰外滿山之僧侶同心簡擇速可令擯出也仍爲扶助後代之陵遲所記置如件（以上改定史籍集覽十二）

（二例）文治三、五、一、後白河法皇御手印起請

一、長日不斷行法仔細事

二、撰器量可補供僧事

三、僧衆故障代不可用非供僧人事

四、供僧改補仔細之事

五、佛僧供以下用途之事

鎌倉時代に於ける起請文の成立とその特質

右行法者廣大之福田清淨之眞扁也仍以_二御領備後國太田庄_一殊所_レ令_二寄附_一也五箇起請雖_二一事_一無_二失墜_一冥任_二大師之照鑒_一顯盡_二叡慮之慇懃_一耳仍起請如_レ件(大日本古文書所收)
(高野山文書)

之は、後白河法皇が當時代の亂離末法を嘆かせ給ひ、佛法による王法の興隆を望まれ、高野山根本大塔に兩界百四十口の供僧を籠め、一晝夜十二口僧を交代に_一、縱雖_二刹那_一盡_二無其隙_一と命じ給ひ、その維持費として備前太田庄を寄せられ、以上五箇條に亘り組織、行法、經費支辨方法等を規定、起請を以て其効力を確保せられたものである。

(三例) 文永八、六、十七、神野眞國猿川三ヶ庄連署起請定置條々事(高野山文書四四七號)

一、殺生四一半事

一、強窃二盜并放火事

一、寺僧放免并所從事

一、遭_二盜人_一輩之事

一、押_二入上座都維那寺主_一并大夫補任之事

一、庄官以下輩無禮之事

一、越訴事

一、守護所使入_二寺領_一事

武家領猶以有_二禁制_一矧於_二禪徒管領之境_一哉

以前條々山上御評定之旨如_レ此盡未來際雖_二一事_一不_レ可_二違失_一若令_レ違_二失此旨_一蒙_レ梵天帝尺四天王日本國中大小神

祇天野四所部類眷屬大師金剛天等神罰冥罰於各々身上八萬四千毛孔。今生受白癩重病。未來墮無間地獄。可無出期。依如件。

(四例) 元享四、十、廿四、金剛寺條目起請(金剛寺文書一二五) 定置金剛寺條々事

一、犯科人出來之時有沒收物者隨員數三分之一爲寺門興隆可被寄附也

一、山僧同宿之門弟并所從等犯科出來之時以嚴重起請文可被申之也

一、落書事向後一向可停止事

一、於寺中殺人放火盜犯等惡行出來時者若其體不露顯者一山寺僧老若令會合企社參於寶前定日限書

嚴重起請文可呪咀之

第三例にみる「武家猶有禁制矧於禪徒管領之境域哉」に於て、既にこの起請の目的精神が「寺院内部の自治的法規」を制定せんとしたるにある事が窺れるが、その内容も亦、寺域寺領内の庄務執行、刑事訴訟手續等の法制的諸事項を含み、又四例にありても同様寺院内の犯罪勃發に際し、犯人捜査、共犯認定、或は裁判手續等を定めたるものであり、何れも著しく法的性格を加へ來れる點に注意せられる。又

(五例) 謹洁却田地新立放券文事(金剛寺文書五九號) 四至(略)

右件田地元者禪尼殿下宛干中尊座用途所被寄進佛領也而今寺僧隨分雖盡微力造營之事依大造營其功難終是以爲一寺衆徒沙汰宛直米陸斛限永代賣渡干印禪既畢若於此田地致妨之輩者大日如來之敵也定被加干大金剛天等治罰者歟仍新立券文之狀如件

安貞二年十二月十五日

(六例) 正應四、十、十五、岡元定蓮起請(高野山文書二〇三號)

神野眞國御庄名田畠定蓮之分者子息之信寂_レ讓_レ之畢而彼名田之證文等者信寂干_レ質物_レ征忍房之許入置候尙御不審有_レ之者證忍房御尋候者不_レ可_レ有_レ其陰_レ候又於_レ恒包_レ者自_レ本不孝之間段歩之田畠不_レ讓渡_レ候若此事虛言申候者可_レ蒙_レ殊天野四所大明神部類眷屬惣日本國中大小神祇神罰冥罰於沙彌定蓮之身上八萬四千毛孔者也仍起請之狀如件沙彌定蓮

第五例は「土地賣券」に、第六例は「讓狀」に起請の形式が援用せられたのであるが、當時の賣券や讓狀は、かゝる形式を採らずに作成せられるのが普通であつたと思はれるが、之等文書が共に證據書類である所から、該文書に權威とより大なる拘束力を附與せんが爲、かく起請の形式が利用せられたのであらう。三、四例が共に、庄園、刑法、裁判等と所謂公法的色彩を帯びて居るのに對し、五、六例が、財産讓渡、家督相續等いはゞ私法的色彩のものである事が注目される。

(七例) 元弘元、十二、廿三、無動寺寶藏起請(明玉院文書)

葛川與_レ伊香立庄_レ相論山塚事元應中以_レ和與儀_レ被_レ定_レ方堂_レ之上修理米御寄附之後數箇年之間無_レ相違_レ之處金輪院所務之時彼修理米依_レ無_レ沙汰_レ被_レ定_レ置_レ之方堂等令_レ錯亂_レ畢就_レ之常住_レ々々等所_レ申非_レ無_レ其謂_レ之間爲_レ難_レ有_レ彼等_レ貳果之外重壹果御寄附之間葛川常住人等承諾仕候之上者自今以後固守_レ元應治定之方堂_レ不_レ可_レ違背_レ候將又山塚方堂云修理新米寄_レ事於左右_レ不_レ可_レ違失懈怠_レ候此等條々若違犯候者山王七社滿山三堂殊仁波當庄鎮守八所大明

神等乃御罰於沙汰人百姓等身可蒙候仍起請之狀如件

伊香立庄住云等

一分下司能則

惣追捕使時代

公文 能包

此起請文公文者無動寺寶藏被納畢葛川裏違進起請文同被納之

右文書に表れた葛川は、現在の滋賀縣滋賀郡葛川村で琵琶湖畔比良山麓に當る。平安中期無動寺相應和尚は此地を開墾、明王院を創立した。以后莊園化し、同寺が山門の末寺たりし關係からその上に本家として青蓮院門跡を戴いて居た。(詳細は牧野信之助著「中世莊園と庄民」に譲る)伊香立庄は葛川と隣接し、共に領家としては無動寺を、本所としては青蓮院を仰いでゐたに不拘、境界に關して争ふ事多年遂に本所青蓮院の裁判を求めたのに對し、本所は右の如き内容の裁決を下した。こゝに伊香立側では、住人一同と一分下司、惣追捕使、公文等の庄官とが、連署の起請を書き領家無動寺寶藏に納め、兩者は右判決を固く守る事を誓ひ永年の紛争も終結したのであつた。之は、起請文が判決に利用せられたのであつて、かの「Gottes Urteil」所謂「神誓裁判」の一例となし得やう。以上掲げたるものゝ外、中世を通じてこの種寺院起請の取材には苦しまないのであるが、何れにしても、時代の下降につれて形式が整ひ内容は複雑多様化し、同時に漸次「法的性格」を濃くして來るのが認められるのである。かゝる過程は、武士社會に於ては更に顯著なるものがみられるのであるが、其考察は次節に譲る事とする。

第二節 武士社會に於ける發展

本章冒頭に於ては、この時代の起請文が公家社會に行はれなかつた事を明にし、前節にては、當時代の寺院起請の發展を眺めたのであつたが、然らば、新に擡頭し來れる武家社會に於てはどうかであつたか。之を寺院起請と比較するに、其の有したる役割に於ては、より重要性を帯び現存史料の數も亦遙に多數に上るのであつて、武士の間には如何に流行したかを窺はしむるに充分である。蓋し起請文は、鎌倉時代に入り武家社會に成立をみた、從而その特質も亦武家起請の夫によつて、最も適切に明らめ得るといつても過言でないと思へられるものがある。然る所以を闡明する事が本節の目的であるが、この事は武家が、地理的、政治的將又文化的に、常に公家と對蹠的にみられる立場から頗る興味ある問題となつてくる。兎も角武士が新興勢力であつて、特殊の生活様式をもち特殊の生活感情をもつ者であつた以上、彼等の間に行はれた起請が特殊の色彩を帯びてゐたのは當然の事であつた。次に、源平遞興期より鎌倉時代にかけて、武家社會に於ける展開を辿る事によつて、武家起請を特徴づくる性質を明にするであらう。「台記」久安二年九月二十七日の條によれば、頼長が石山參詣の途中、護衛の公春なる隨身が醉狂したので、粟田口邊から伴をつけて引取らせた。後日公春は身の醜態を恥ぢ、節酒を誓つて叡山に參籠「御供日、一盃不然日、五盃若過」之者母毛穴可豪_三中堂罰」と起請文を認めて根本中堂で讀上げ頼長に獻じたので、性來酒嫌ひであつた彼も快く其の非行を許してゐる。この公春が武士であつた事は「愚管抄」家成中納言追捕之條に「無二に悪左府の愛しける隨身公春云々」とあるによつて明である。又「愚管抄卷四」には、保元元年七月鳥羽院崩御後大亂漸く萌さんとする情勢を述べ

「扱北面には武士義朝、清盛等十人とかやに誓文（一本祭文）を書かせて美福門院に參らせける」とあり。又「百鍊抄」壽永二年七月八日の條には

分日平氏公郷十人前内大臣宗盛以下以連署起請文送叡山准藤氏興福寺以延曆寺爲平氏氏寺云々

とあり、又「玉葉壽永三年正月九日の條には

義仲與平氏和平事已一定此事自去年秋比連々謳歌有様々異說急以一定了去年月迫之比義仲一尺之鏡面鑄顯奉八幡或說熊野御正躰裏鑄付起請文假名遣之和親云々

以上の諸例は源平時代に屬し其他源平盛衰記には、高倉天皇と清盛との間又頼朝と義仲との間にも、起請の交された話が載せられる。何れも、武士が「誓約」の意味を籠めて起請を立てた事を物語る點に一致してゐる。かく武士の間に行はれた起請が、主として「誓約」の目的で書かれた事實は、鎌倉時代を通じて一貫してゐるやうである。今、その例證を「吾妻鑑」所載のものの中より若干を引用せば、

一例、元曆二年五月二十四日の條に、兄頼朝に送りし義經の書狀ありその中に

因茲以諸神諸社牛王寶印之裏不挿野心旨奉請驚日本國中大小神祇冥道雖書進數通起請文猶以無御宥免我國神國也神不可稟非禮云々

二例、建仁三年十月十九日の條に

是將軍（實朝）御代始也京畿御家人等殊插忠貞不可存忒心相觸之且可召進起請文之趣云々

三例、建曆三年五月二日の條

三浦義村同弟胤義等始者與義盛成一諾可擊固北門之由乍書同心起請文。後者令改變云々
四例、貞永元年七月十日の條

爲下表政道無私被召評定衆連署起請文。其衆爲十人。相州武州爲理非決斷職猶令加署判於此起請給
云々

之等鎌倉武士の起請が、何れも「誓約」の意味を籠めて書かれた事は明白である。然も、當時の武士が起請文をば「誓文」とも稱して居た事は、前出愚管抄中に、又吾妻鑑寛元四年正月二十五日の條に「志村寂園進誓文云々」とあり、又應長元年潤六月付の「松崎天神縁起奥書」に「仍誓文如件」とあり、此等の諸例に徴して明である。かゝる性質を具へた武家起請の特徴を最もよく顯し、彼等が起請した場合の心境を好く描けるものとして、吾妻鑑文治三年十月十五日の條に、豫而謀叛の企ありとの噂に激怒した畠山重忠が、景時を介して頼朝が執成を依頼した時景時が「無其企者可進起請文」と云つたのに答へて「重忠自本心與言不可異之間難進起請疑詞用起請文一給之條者對奸者一時之儀也於重忠不存僞之事者右大將業所知食也可披露此旨者」と述べて居るのは、よく其間の消息を物語つてゐる。上述によりて武士の間には、起請を主として誓約の意を寓して書く精神が一貫して流れてゐるのがみられる。この意味で緒言に出した野槌や植木氏の「誓約説」は、確に起請文の一面を捉へて居るものといはねばならぬ。起請をしかく「誓約」とみる人々は、應起請文の源流を上代に存したる「字氣比」の中に求めんとするに至つた。即ち野槌は「上古の字氣比の字氣に關係あり起請とは立字氣也」といひ、植木氏は、國史學四號所載「禱審と起請」の中で、主として起請なる字義よりして起請文の起原を「字氣比」の中に求められてゐる。之等の諸

説は何れも、起請と宇氣比兩者の史的關聯を考證的に明にしてゐないから、かゝる見解に合理的必然性を許し得るや否やは斷言出來ないけれ共、次に引く諸例は、上代の精神的實在と「誓約」の意味をもつ起請文との間に、何らかの示唆を與へるものでなからうか、

一例、敏達紀十年春二月の條

於是綾糟等懼然恐懼乃下泊瀬中流一面三諸岳漱水而盟曰臣等蝦夷自今以後子孫孫用清明心事奉天闕臣等若違盟者天地諸神及天皇靈絶滅臣種矣

二例、孝德天皇紀四年六月乙卯の條

天皇皇祖母尊皇太子於大槻樹之下召集群臣盟焉告天神地祇曰天覆地載帝道唯一而末代澆蓮古臣失序皇天假手於我誅殄暴逆今共瀝心血而自今以後君無二政一臣無一朝二朝若貳此盟天災地妖鬼誅人伐峻如日月也

右記事は、直に起請の起原を立證するものでないにしても、後世起請の中に表れた「誓約」の精神との間に、思想的にみて、何等かの關聯を認めなければならないのではなからうか。儲武家起請の中に流れてゐたかゝる精神は、鎌倉幕府によりかの武家法制の權輿たる御成敗式目の制定に際して其立法精神となり（前出吾妻鑑貞永元七、二の條參照）更に式目追加に於て「裁判手續」に取入れられて二つの方向をとつた。一は式目追加四九條に於て「証人與証文共不以分明者可及起請文敷證文顯然之時者不可及起請文」と、証人證據書類共に明でない時、起請文を以て其等に代り得るものと定めた。他は、次例の示す如く、証人が公判廷に於て偽證せざる旨の「宣誓」として用ゐられた。例へば、吾妻鑑承久三年六月十七日の條に、承久の亂後の論功行賞に際し、佐々木信綱と芝田兼義との間に宇治

川の先陣争ひが起り、遂に泰時の面前で対決となり、其時證人に立つた春日貞幸は「以起請述事由云其狀」と宣誓して爲したる證言に基き、信綱の勝訴に歸した。又同書寛元四年正月二十五日の條に

松浦執行源授彼し名し籠其身 中略 授非據之餘以し馴令惡口問注奉行人兵庫助政宗之由構中無實之間被尋證人ニ之處太田太郎兵衛尉康宗進誓文不し令惡口政宗之由也云々

尙、同書寶治元年十一月十一日の條に

筑後次郎知定浴恩澤去六月五日動功賞也是依有疑詒暫被閉之處頻愁申之間被究其沙汰而武藤景頼爲證人進起請文云々

此等の外多數の實例に徴して、起請が裁判の宣誓に用ゐられた事は明かである。かくの如く起請文を重視した幕府當局は、次の如く明文(下文)を以て「起請失」なるものを定め、起請文に於ける法的効力の有無を成文化した。

嘉禎元年閏六月二十八日被定起請失之篇目

- 一、鼻血出事 一、書起請文後病事但除本病 一、鴉鳥糞懸事 一、爲鼠被食衣服事
- 一、自身中令下血事但除下用楊子之時上并除三月水及瘧病一 一、重輦事 一、父子罪科出來事 一、飲食時咽事但被打背可定
- 一、乘用馬斃事 以上九ヶ條也是於政道以無私爲先而論事有疑決是非無端故仰神道之冥慮可被糺犯否云々

右書起請文之間七ヶ日之中無其失者猶七ヶ日可參籠社頭若二七ヶ日猶無失者就惣道理可有御成敗之狀依仰所定如件

之は幕府が貞永元年七月、御成敗式目制定に先立ち、評定衆連署の起請を立て、政道の公平を期したのであつたが、其を受けて再び起請文によつて幕政の指導原理たる公平の精神を強調したものである。次いで仁治元十一月十六日更に「諸社神人并神官等令書起請文一時於他領社不可書由事右於京都者不嫌自他社於北野社可被書也」の如き下文を發してゐる。こは當時起請が濫作されんとする傾向を防ぐ爲、公認のものの特に「北野參籠起請」に限定したのであらう。この幕府制定にかゝる「起請失」及び「北野參籠起請」なる規定は、其後も永く遵奉せられたらしい。其等が實地に適用された例としては、吾妻鑑寛元二年七月二十日の條に

今日落合藏人泰宗并市河女子藤原等（見西舊妻）七箇日參籠在柄社壇可書進起請文。三由爲對島前司等奉行被仰付之。是市河掃門亮高光法師（法名見西）訴申藤原氏云密通泰宗之由女論申之間及此儀云々

八月三日の條 市河女子藤原氏事於在柄社不可密通泰宗之由書起請文令參籠之間以御使寂阿西佛被檢見之處七日七夜無其失之由各申之仍見西所訴申之伊勢國光吉名田者可令氏女領掌之今日被定之氏女者見西之舊妻也令相嫁之始若離別者可知行件所之旨成契約之間任契狀可充賜之趣有氏女訴訟之時令密通泰宗之旨見西申之依難被閑之及起請參籠等沙汰云々

この例に於ては、自の主張を通さん爲に在柄天神社に參籠起請し、契約内容たる離婚後の所領知行の履行を迫つた氏女なる舊妻に對し、夫見西は彼女の密通を理由として右契約の無効を主張したけれ共、「起請失」發生せざりし事實に基き、遂に、氏女の起請は其効力を認められ、彼女の勝訴に歸したのである。此事件は「起請失の篇目」を定めた嘉禎元年を下る事十五年、寛元二年七月の出來事となつてゐる。鎌倉幕府によつて、かくの如く起請文は、法として

成文化せられ、其制度も整へられて行つたのであるが（註1）、特に注意せらるべきは、起請が裁判制度の上で重要な役割を荷擔してゐた事である。

註(1) 太平記大塔宮熊野落事の條に「熊野三山別當定遍降人に出たらん輩には三百貫其日の中に必ず沙汰し與べしと定め奥に起請文の詞を載て嚴密の法をぞ出しける」とあり、既に起請文をば「法」と明言してゐる。

第三節 神文の意義と北野參籠起請の成立

前掲起請文の代表的なる形式として引用せる雜筆要集の神文「若令_レ申_ニ虚言_一者日本大靈驗熊野權現金峰兩國鎮宇日前國懸王城鎮宇諸大明神六十餘州大小神之御罰蒙_ニ身上毛穴每_一者也仍起請如_レ件」に表れたる「神罰の戒告こそ、起請文を不可侵ならしめ、其に法的規範性を附與せしむるのであり、起請が賣券や讓狀に結合せられ、或は神裁として取入れられたるに至る契機ともなつてゐるものである。此意味で、起請文をして其たらしめる本質的要素は、この神罰戒告に外ならず、之を外にしては起請の存在理由はあり得ないと思へられる。然らば、かゝる重要性をもつた所の「神罰」の機能を如何に理解すべきか。此間に答へんが爲には、起請文をもつてゐた當時の人々が、抱いてゐた神及び神の作用の觀念が明にせられねばならない。加藤玄智氏は、「神道の宗教史的研究」（二二八頁）の中で、上代人に信じられた神の作用をば「靈感」或は「感應」なる言葉を以て表され、その發動に二つの仕方があつたとされる。その一は、肯定的側面で人間に對し「天祐神助」となつて示現せられ、他は、否定的側面で「祟り」となつて働きかけること述べて居られる。この「祟り」を信じ、爲に神を恐怖した觀念は、次例にみる如く、早く古代のいはず前宗教

的な社會に表れて居る。

一例、允恭天皇紀十四年秋九月天皇獵_ニ于淡路島_ニ時麋鹿猿猪莫々紛々盈_ニ于山谷_ニ然終日以不_レ獲_ニ一獸_ニ於是獨止以更_ニ卜矣_ニ島神崇_レ之曰云々

二例、續日本紀光任天皇寶龜三年四月震_ニ西大寺西塔_ニ卜_レ之採_ニ近江國滋賀郡小野社木_ニ構塔爲_レ崇充_ニ當郡戶二烟_ニ云々

更に平安時代に入りては

三例、日本後紀桓武天皇大同元、三、十六是日日光無_レ赤大井比叡小野栗栖野等山共燒煙灰四滿京中晝昏平城以_レ爲_ニ所定山陵地_ニ近_ニ賀茂神_ニ疑是神社殿_ニ灾火手_ニ即決_ニ卜筮_ニ果有_ニ其崇_ニ云々

四例、類聚國史天長四年正月の條詔曰

天皇詔旨止稻荷神前爾申給閉止申_久頃間御體不_レ愈大坐_{爾須}依氏占求留爾稻荷神社之樹伐禮留罪_爾爾出太判止申須云々

五例、(1) 日本紀略延長元年二月保明親王薨去

(2) 扶桑略記天曆九、三、廿天滿天神託宣

(3) 日本紀略延長八、六、廿六清涼殿落雷

右(1)(2)(3)何れも天神となれる昔公の崇りに出づとせり。其他、今昔物語稍々下つては平家物語等に散見する所を通じて、平安時代に入りては其迷信的風潮に乗じて、一層こつした觀念を深めて行つた事が窺れる。之等多くの關係史料を直觀する事に依つて、「神の崇り」は神意に戻りたる所に際し、死、落雷、火災、不獵等種々禍害の形で示顯せら

れてゐるのをみる。換言せば、人間が神意に反する事によつて犯せる罪に對して、神の科する反作用（制裁）である。罪に相應する罰即ち贈罪である。かくて神文に常套の「若違_レ此旨者蒙_レ大小神祇神罰云々」に表れたる極り文句である所の「神罰」は、結局其意義内容に於て「神の祟り」と一致するものといはねばならぬ。神助といひ神罰といふ、共に神の啓示と奇蹟を信じ、神威を畏敬し信順する點に變りはない。其して神の啓示を得んが爲には「信憑_レ」を介する事を要し、神意を計るには「審神者_ヲ」を俟たねばならぬとされた。即ち、上代社會に於ては、之等の者を媒介とする事により神人交通は可能なりと信じられたのであつた。（前田・神道の宗敎史的研究）この神人交通に關聯して形成せる一つの時代的觀念として、平安末期から鎌倉時代にかけて流行したる「參籠」なる祈願的風習が存在した。この「參籠」は、起請文と結合して鎌倉時代の起請文の一特質をなす「參籠起請」を招來する關係より、一應其發生過程が顧られなければならぬ。かゝる祈願の仕方は何時頃に發したか。三國傳記は、村上天皇の御代惠心僧都の伊勢神宮參籠を傳へてゐるが、平安末期には一般化し流行しつゝあつた事は次の諸例に徴して明かである。即ち、長承三年二月一日鳥羽院熊野行幸一七日參籠し給ふ。（長秋記）又久安六年五月頼長は、兄忠直の女を排して己が女多子を入内せしめんとして、北野社に參籠、超えて久壽二年十二月再び北野に參籠してゐる。（台記）其目的は明かでないが「台記」は藤原長者不_レ具_ニ御前舞人_一密々參籠社未_レ聞_ニ其例_一依_レ恐_ニ誣告_一不_レ知_ニ例有無_一不_レ問_ニ吉凶_一所_レ參也と記してゐる。尙治承三年三月廿日後白河法皇石清水に十日間參籠遊さる。（百鍊抄）文治二年六月十一日後白河法皇は能隆朝臣をして熊野本宮に參籠せしめらる。（玉葉）平家物語には、嘉應三年大納言成親左大臣たらんとして七夜上賀茂社に參籠の事を初め、日吉社、石山寺參籠の記事散見せられ、其他源平盛衰記、古今著聞集、沙石集、東鑑等、

當時代の日記物語に多く語られ、就中、此時代に制作をみた繪巻物（例へば志貴山縁起、北野天神縁起等）に多く描かれたるを見るのは、繪巻物作者が一般に時代的風俗の描寫に敏感であるといはれる丈に、參籠が當時の社會的風習といはれる迄に普遍化せられてゐた事が推考せられる。次に注意せらるべきは參籠の主たる目的が何であつたかの問題である。この事に關しては、「古今神學類編四十六參詣儀」は

古來より參籠とて夜半神前に宿直籠する事あり深更は諸神集ひ給ふ時なり古今貴賤に絶えず只宿直して籠るを以て
一旦神佛の志を見素願の至れるを驗せんとも也

と云つてゐる。實例についても、前記頼長に或は成親に於る如く、己れが政權獲得の爲か乃至官職競望の爲か、他の諸例も亦多くは結局現世的幸福の欲求に出でんとした意圖が窺はれるのである。従而この「參籠」こそそうした素願達成上最も有效な祈願方法と信じられたらしい。何れにしても、諸神の集合する時と考へられた夜半神前に籠る事は、神人交通の最も好き機會で、少く其人が神に近く最も有效な手段と考へられたからでなからうか。かくて參籠が佛神靈驗の有無を試す最良の祈禱形式とせられたに依るのでなかつたか、此時代的信仰の一風習を形成したる參籠は、時恰も漸く其形を整へ來つた起請文と結合し、此處に「參籠起請」なる起請文の一形式が生れ、漸次發達して鎌倉中期頃からは遂に起請文の主流を成すに至つた。然してその頃「參籠起請」の代表者は實に北野神社の夫れであつた。次に、「參籠と北野社」並に「北野參籠と起請文」の結合關係の成立過程を辿つてみよう。所で、其等關係成立の前提條件として、平安時代に起原し其して發展したる「天神信仰」の經緯が顧られなければならぬ。醍醐天皇の御宇延喜元年正月菅原道眞は太宰府に貶職超えて同三月二月閏々裡に客死した。此菅公左遷事件は先づ政敵時平との政

治的確執に發端せるものと考へられる。勿論其他諸種の事情も終んでゐたらしいが、兎も角世評は政敵時平の讒言という事になつてゐた。「時平の讒言と云ふ事は一定なり」(愚管抄)「左相憤りを含み様様讒を設け奉りし事こそあましけれ」(神皇正統記)等後世史家の見解比々然りである。かく菅公の左遷が時平の策動に依つて生じたる冤罪であつたと信じられ、且一世の賢相と謳はれた人であつた丈に、世人は同情と愛惜聽ては公憤の諸感情を以て此事件を眺めた事が推察せられる。かうした類の輿論といつたものが菅公に纏る諸々の傳承を生み、永い時の経過の間に時の神佛習合觀念とも同化して、其處に神の權化とする所謂「天神信仰」を造り上げて行つたと考へられる。然し、かゝる成立過程は各人みる所に應じて如何様にも理解せられるであらうが、兎も角彼を以て神の權化とし末世の不信を救濟せんと神の姿に化身したる「使途」と解する觀念が、平安朝を通じてみられるのである。しかも、此天神たるや冤罪によりて傾けられた神なるが故に、あらぬ濡衣に惱む無辜の者を救ひ、不實の徒には容赦なく神罰を降す「勸善懲惡」の神即ち天神なりとする信仰が特に強く表はれてゐる。例へば愚管抄卷三

まじかく此大内の北の野に一夜に松生ひ出でて渡らせ給ひて行幸なる神とならせ給ひて人の無實を正させおはしま
す。

又扶桑略記天曆九、三、廿天滿天神の託宣に

我臆恚の身と成たり其臆恚の焰天に滿たり諸の雷神鬼は皆我從類と成て總て十萬五千と成りたり其故は不信の者世に多くなりたり此件類衆を所々に遣はして不信なる人を雷等に仰せ踏殺さしむ。

又松崎天神縁起第六卷詞書に

諸國何の所にか此神を尊崇せざる諸家誰かこれを渴仰せざる。觀世本地の利益は十一面の形を表はし和光同塵の結縁は大悲の誓を起し給へり凡て詐偽を憂ふる輩は立ち所に無實證誠の巨益を蒙り官位を望む類は各々一日九遷の榮運を開き云々

就中、扶桑略記の託宣にみえる雷を菅公の化身として其禍害を天神の祟りとみる迷信は、餘程一般化してゐたものらしく

日本紀略延長元、二、廿二の條下に「皇太子保明親王薨年廿一天下庶人莫不悲泣其聲如雷舉世云菅師靈魂宿忿所爲也」

又同書延長八、六、廿六の條に

午之刻俄而雷聲大鳴墮清涼殿坤第一柱上藤原朝臣清貫衣燒胸裂天亡又平朝臣希世顔燒而臥美努忠包髮燒死亡尙大鏡卷二時平大臣の條に

内裏燒けて度々造らせ給ひしも圓融院の御時なり匠共裏板をいと美しく匏かきて罷り出つゝ又のあしたに參りてみるに夜の中に蟲の蝕めるなりけり其文字は「つくる共又もやけなん菅原や棟の板間の合はぬ限りは」とこそありけれそれ此北野の表し給へるところは申すめりしか

北野文叢上卷所收の多くの縁起や說話文學等に於て、右の如き清涼殿雷太新内裏柱上卅一文字の蟲蝕み、保明親王御薨去等と、菅公死後に頻發したる天變地異や人の死を、天神の祟りに假託して構成したる一群の物語を傳へてゐる。

天神信仰は、此の如く一般民衆の渴仰を得たのみならず、朝廷に於ても平安中期から御歸依厚く履行幸ありし事、中

右記、百鍊抄台記等に見え、愚管抄は「一條院の御時春日大原野、松尾、北野已上四社行幸此時に初まる」と云つて居る。又毎年二月四日祈年祭に奉幣使を立てられた諸社所謂廿二社は、村上天皇康保二年に初められ、當時未だ十六社に過ぎなかつたが、一條院正暦二年六月の旱魃に際して、右諸社に吉田、廣田、北野の三社を加へて祈雨せしめられ、後梅宮祇園日吉を加へ、廿二社に整つたのは長暦三年八月であつた（廿二社古今要覽）。爾來恒例の祈年祭に又臨時に、奉幣使を北野に立てられた事も一再ではなかつた。かくの如く朝野の信仰を集めて行つた北野社に、折柄流行しつゝあつた祈願様式「參籠」が、こゝにも行はれるに至つたのは自然の勢であつたと云はねばならぬ。殊に此「北野參籠」は當時の最大流行神の一であつた「熊野及び石山參籠」等と共に、最も頻繁に行はれ且有名であつた證據がある（十訓抄十四阿闍梨仁俊の話。台記久壽二、十二、十一の條。遊行上人緣起建治元、十二月。中右記建仁三、七、廿九の條。明月記建仁二、七、廿九の條。諸種天神緣起―北野神社記錄收録のものにみゆ）。然るに、菅公左遷が、時平の讒言に基く寃罪であつたと信じられた事から、天神信仰の一特徴として「無辜を救ひ寃を雪ぎ給ふ」てふ神性が強く表れて居た事は既に指摘した。其うした神託や民間信仰から、何か身に覚えなき濡衣を被せられた者が寃を雪ぎ無實を明さんとして、北野社に參籠する風習が生じて來た。清輔雜談集に

故顯輔卿の歌「身をつみて照しおさめよ増鏡かたいつはりしくもりあらずな」是は白三院御存生の時依_二人讒言_一無實出て來り御氣色不快の時大なる唐の鏡を進_二北野_一するると鏡台の裏に所書の歌也云々

又十訓抄十四に

中納言通俊卿の子に阿闍梨仁俊とて顯密知法にて尊き僧ありけるを鳥羽院の女房の仁俊は女心ある空理なりけりこ

申けるを聞き口惜しと思ひければ北野に參籠して此耻を雪ぎ給へと祈請して云々
又古今著聞集には

鳥羽法皇の御時待賢門院に小大進といふ女房召使はれけり御衣の一重失せたりけるに彼女房無辜負ひて北野に七日參籠して起請を書いて失をまばる程に誤ちて香水の水を打こぼしてければ仰付けられたる人これこそ失よと申しけるを云々

ごあり、小大進の場合は無實の疑を晴さんと、起請文を認め參籠した例であるが、かゝる雪冤の目的で起請を書く慣習は、最初參籠とは別個に行はれて居たらしき事は、江談抄に

源英明作文之時卿難事の題下に、聖唐西府祭文（又ハ誓文）上レ天事聖唐昔於ニ西府一造ニ無實之誓文於山一（山名可レ尋）
訴フ誓文漸々飛ニ上天一云々

ごある事が注意せられる。されど、起請と參籠は、共に神意の示現を求めんとする兩者の内面的契機に基きて、必然的に結合すべき關係に置かれてゐた。然してその所産が「參籠起請」なるものであつた。上述の如く參籠が、盛行されつゝあつた北野社に於て、天神信仰に基き雪冤の意圖の下に起請が書かれるやうになり、此處に「北野參籠起請」が成立をみる事となつたが、同神社への社會的渴仰が深まるに伴ひ此起請形式も發展して行つたと考へられる。かくて、平安末期に初まつたと推考される「北野參籠起請」は、鎌倉時代に入りては大いに發達普及し、起請といへば參籠、參籠起請といへば北野といはれる迄になり、遂にこの慣行に従つて前述した様に仁治元年十二月十六日の下文に依り、幕府當局のいはば「公定起請」の形式とせられるに至つたと解し得られる。御成敗式目諺解にも「日本の起請

には天神を入れ申さぬはソラ起請也其神を入れ奉れば横難を受けざるもの也」(續史籍集覽第二)と云へるに徴しても、北野參籠起請の神聖視せられた程も推し測られる。此處で注意すべき事は、「參籠起請」なるものが決して北野社特有の存在たりしものでなかつた事である。前述せるが如く鎌倉幕府は、參籠起請を北野社の夫に限定したが、其は幕府が自己の政策的見地から、起請文が法制的意義をもち來る場合、如何なる種類の起請をも矢鱈に認むる事により生ずる弊に鑑み、一應北野參籠起請のみ公共的効力を有する事と定めて、起請の濫造を制限したものとみるべく、從而參籠起請が北野社以外にも存したる次の如き事實は當然である。吾妻鑑寛喜二、五、六の條

武州未_ニ退出給_ニ去夜盜人事殊被_ニ驚憤_ニ之故也於_レ待_ニ召集_ニ自_ニ去夜_ニ參待之輩被_ニ糺斷_ニ其内恪勤一人美女一人有_ニ疑殆分_ニ仍_ニ參_ニ籠_ニ鶴岡八幡宮_ニ可_レ進_ニ起請文_ニ之由被_ニ仰含_ニ云々

又高野山文書五卷應永十五、卯月、廿五の條に、

近木庄官の連署起請文は「參籠不動堂寶前」して書かれ

又東寺百合文書第三卷には、應永、永享年間に互る參籠起請の例多く存し、其等の場合、滿寺の學侶不動堂前に參集し二運の嚴重起請文を書き、一通を不動堂に納め他の一通を焼いて、全學侶の面前で被疑者をして其灰を溶かせる水を吞ましめ、七日中に失の有無を檢見する事と定められてゐた。又觀心寺に於ては護摩堂寶前に參籠して起請するを常とした。(觀心寺文書)かやうに由緒ある處では各自獨特の傳統を持つてゐたのであるが、とりわけ北野參籠起請が他處と異なる優越な地位を與へられ特に神聖視せられたのは、同社が冤罪救濟の神として一世の篤き信仰の對象となつてゐたという、他にみる事の出来ない歴史的背景を荷つてゐた理由に基くと解せられる。從而次に掲ぐる例にみる

如く、全く關係なき他寺院内の事件にも、北野參籠起請が採用せられてゐる。勝尾寺文書寛久四年十月の同寺住侶申狀案によれば

若被證人等令_レ諍申_レ者相共書_レ起請文_一參_レ籠北野社_一可_レ任_レ神討_一者也云々

當時各社寺は、各々割據獨立し一種の治外法權的な状態にあつた程であつたのに、勝尾寺が自家の領域外なる北野社に於て、起請し參籠せしめてゐる處に、北野參籠起請が、他の諸社寺の夫等に比して、如何に尊嚴視せられ優越地位を認められてゐたかが分るのである。

結 語

以上、鎌倉時代に行はれた起請文の史的考察により、明らめ得たる其特質を要約すれば

- 一、先づ此時代に入りて神文は其形を整へかくて起請文はこゝに形式上完成したる事
- 二、平安時代の寺院に發生した起請文は、此時代に入りても同じく寺院に行はれたが、其の最も著しき發展は武士社會に於てであつた事

三、前時代宗教の世界に發生し從而宗教的色彩を帯びたりし起請文は、此時代に入りて漸次法的性格を加へ來つた事。即ち、其立言内容は、最初寺院内の事項に限られてゐたものが、其範圍を出でて庄園や裁判等にも關聯更に賣券、讓狀等の如きものにも採用されるに至つたが、就中、鎌倉幕府の成文化により裁判手續の上に重要な役割を荷ふことゝなつた。然して其代表的なものが「北野參籠起請」なるものであつた事